

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎北保育園（以下「法人」という。）定款第21条の規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 理事会に出席する役員に対しては、1回出席につき、実費として6,000円を弁償することができる。

2 ただし各年度の1人当たりの総額が36,000円を超えない範囲で支給するものとする。

3 役員研修に出席する役員に対しては、実費として10,000円（交通費を含む）を弁償することができる。

(委任)

第3条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に伴って諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日一部改正

この規程は、平成25年12月1日一部改正

この規程は、平成29年4月1日一部改正

この規程は、令和2年7月8日一部改正

役 員 報 酬 規 程

社 会 福 祉 法 人

長 崎 北 保 育 園